

令和6年度 事業計画書

自 令和6年 1月 1日
至 令和6年12月31日

公益財団法人大山守大場家保存協会

1 はじめに

当法人は平成22年3月31日に一般財団法人として設立以来、公益法人として認定を受けるまで様々な準備を整え、組織体制の強化を図り、平成23年11月28日付で茨城県に対し公益認定申請を行った。その後の茨城県公益認定等審議会での審議を経て平成24年3月12日付で茨城県より公益認定を受けた。平成20年12月1日施行の現行公益法人3法（一般法人法・認定法・整備法）以降に茨城県内に設立された法人が公益認定を受けた第1号である、と伺っている。これもひとえに、当法人の目的でもある茨城県指定有形文化財「大場家住宅」の維持・保全管理、歴史・文化の顕彰について深い理解をお示しいただいた各方面の関係者の方々のご支援・ご協力により公益認定を受けられたものとして、改めて謝辞を述べたい。

公益法人初年度にあたる平成24年度においては当法人の今後の活動の基礎がある程度構築されたものと自負している。これをふまえて令和6年度の事業計画を下記のとおりとする。今後もさらに関係機関のご協力を得ながら当法人の発展を目指す所存である。

2 令和6年度事業計画

公益事業について

当法人が掲げる以下の公益3事業を柱として年間を通して令和5年度に引き続き行うものとする。なお、新型コロナウイルス感染症が収束したと考えられ、全国的に様々な行事を実施するようになったが、本協会に於いては、常に感染予防に努めて行く所存である。

「大場家住宅」の一般公開（公1）

令和5年度と同様、火・水・木・土曜日午前10時から午後4時までを一般公開に充てる。令和6年度は、令和5年度に引き続き、茨城空港や各役所、県内の郷土史関係施設等へのパンフレット、案内チラシの配置をお願いする予定に加え、平成30年度に茨城県観光物産協会へ入会したことにより、情報発信の機会を増やし、一層の周知の拡大をはかる予定である。

また、新聞への掲載や、メディアへの情報提供や、公共機関での放映等を積極的に行い、HP等での情報発信など、様々な地域に対して、認知度を高め、かつ地域と連携していく予定である。さらに、茶会や絵画展示会の会場として地域に場を提供していく。

令和6年度以降の小規模修繕については、主屋の茅葺き屋根の劣化が激しくなっており、4～5年かけて修繕をはかる予定である。

また、令和5年度はコロナ禍でありながら、行方市をはじめとする地方行政機関や団体のご協力のもと、文化講演会、セミナーが開催することができた。

令和6年度においても関係機関のご協力を得て引き続き同様の取り組みを行い、大場家住宅及び行方地方の歴史・文化に少しでも興味を持っていただける環境づくりを進めていく所存である。

なお、下記に参考として令和6年度の事業予定を掲げる。

月日	タイトル(主催)	法人としての対応等
2~3月	ひなまつり	段飾りなどを提示し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
3月	春のお茶会	お茶会を敷地内で開催し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
8月	夏季史料セミナー	「古文書の読み方」「史料整理の方法」についての研修会を行う。
11月	講演会 (行方市文化会館にて)	講師を招いて、大場家とその周辺地域の歴史・文化についての知識・情報の提供をする。
11月	なめがた秋祭り (行方市商工観光課)	広報活動、書籍・絵葉書販売等を行い、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
12月	行方大場家歴史資料館 開館	大場家住宅にある資料など展示し、行方および大場家の歴史の紹介。また、貴重な歴史的資料の収集・保管、調査研究を行っていく。

史料等の調査・研究等(公2)

年間を通して、月に2~3回程度「古文書教室」という場を設け、大場家所有の古文書の目録作成及び史料の調査・研究を行う。現在は茨城地方史研究会会長、久信田喜一先生をはじめとする知識のある先生方の研究のみに留まるが、従業員への知識の習得にも力を入れていく。調査結果を一般公開に併せて展示・資料の製作・販売を行う。

歴史研究会(セミナー)・学術講演会(公3)

令和6年度は、11月に講演会を予定している。現在、講演内容を詰めているところであるが、令和6年度は茨城地方史研究会の会員の先生を招いて、江戸時代の行方市の暮らしの様子や、大山守大場家の歴史についてご講演いただく予定である。

また、歴史研究会(セミナー)については、令和6年8月頃に「古文書の読み方」「史料の整理方法」などのセミナーを一般向けに行う予定である。

収益事業について

前年度に引き続き、平成26年度に寄附を受け、当法人の基本財産とした土地をゴルフ場に貸し付けたことによる賃料収入である。

3 令和6年度収支予算

事業計画に基づく収支予算は別紙のとおりである。

4 その他

「大場家住宅」という名称は茨城県指定文化財としてのものであり、当法人が来場者や観光案内等、外部に向けて発信する際の名称は「大山守大場家郷土屋敷」として展開している。

また、令和6年度は、前年度から建設が始まった資料館が1月に完成予定になる。名称は「行方大場家歴史資料館」で、準備期間を設けて現在の大場家住宅にある資料などを、新たに展示することを計画している。